

## スポーツ大会開催補助金交付要綱

### (通則)

第1条 スポーツ大会開催補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福岡市補助金交付規則（昭和44年規則第35号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (目的)

第2条 この補助金は、本市内におけるスポーツ大会の開催（第3条第1号に掲げる全市規模のスポーツ大会については、本市外地開催の場合を含む。）に要する経費の一部を補助し、もってスポーツの振興を図ることを目的とする。

### (補助事業)

第3条 この補助金の交付対象となる事業は、次の各号のいずれかに掲げる事業（以下「補助事業」という。）とする。

- (1) アマチュアスポーツ団体が主催し、一般社会人を対象とした全市規模又は本市内における九州・西日本規模のスポーツ大会の開催
- (2) アマチュアスポーツ団体が主催し、大学生又は一般社会人を対象とした本市内における全国規模のスポーツ大会の開催
- (3) 前2号にかかる事業のほか、市長が特に必要と認める本市内におけるスポーツ大会の開催

### (補助事業者)

第4条 前条第1号及び第3号に掲げる補助事業を主催するアマチュアスポーツ団体は、次の各号のいずれかに掲げる組織とする。

- (1) (公財) 日本体育協会、(公財) 福岡県体育協会又は(公財) 福岡市スポーツ協会に加盟する競技団体
  - (2) 全国的に組織されたスポーツ振興を主たる目的とする団体及びその構成団体又はそれらの団体に加盟する競技団体
  - (3) 本市内全域で組織された、第1号に掲げる団体と同等程度の活動実績を有する競技団体
  - (4) 大会のために組織された実行委員会で第1号から第3号に掲げる団体を構成員として含む団体
- 2 前項に規定する団体は、同一年度内に1回のみ補助対象とすることができるものとする。

### (補助金を交付できるもの)

第5条 補助金を交付できるものは、補助事業を主催する団体で市税に係る徴収金を滞納していないものとする。

- 2 前項のものについては、公募により募集する。

### (補助対象経費)

第6条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に要する経費とし、その区分及び内容等については、別表第1及び別表第2に定めるところによる。

#### (補助金の額)

第7条 第3条第1号から第3号に掲げる補助事業の補助金の額については、予算の範囲内において、かつ、別表第3に定める補助金額の範囲内で市長が決定し交付する。

#### (申請手続)

第8条 第3条第1号から第3号に掲げる補助事業を主催する団体は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書に次の各号に掲げる書類を添付して、スポーツ大会開催日の14日前までに市長に提出しなければならない。

- (1) スポーツ大会開催要項
- (2) スポーツ大会収支予算書
- (3) 補助事業を主催する団体の規約等

#### (交付決定)

第9条 市長は、前条に掲げる団体から補助金交付申請書の提出があったときは、審査のうえ補助金を交付するか否かを決定し、交付することに決定したときはその旨を交付決定通知書により当該団体に通知するものとする。

#### (実績報告)

第10条 補助金の交付決定を受けた団体は、補助事業終了後すみやかに、実績報告書に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業の成果を証する書類
- (2) スポーツ大会収支決算書

#### (補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の報告を受けたときは、審査のうえ交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書により前条に掲げる団体に通知するものとする。

#### (交付決定の取り消し等)

第12条 市長は、次の各号に掲げる場合には、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) スポーツ大会の開催を中止した場合
- (2) 補助金を他の用途に使用した場合
- (3) 補助金の交付に関して不正、怠慢、その他不適当な行為があった場合
- (4) 福岡市補助金交付規則又はこの要綱に違反した場合

2 市長は前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該取消しに係る部分の補助金の返還を命ずるものとする。

#### (暴力団の排除)

第13条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。次項において「暴排条例」という。）第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、補助金の交付の申請をした者（以下「申請者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

(1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員

(2) 法人でその役員のうちに前号に該当する者のあるもの

(3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、補助事業を実施する団体（第4項において「補助事業者」という。）が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者又は補助事業者に対し当該申請者又は当該補助事業者（法人であるときは、その役員）の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

（適用除外）

第14条 本市から別の補助金の交付を受けている場合、本要綱は適用しない。

附則

（施行期日）

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附則

（施行期日）

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

附則

（施行期日）

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附則

（施行期日）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

（施行期日）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

（施行期日）

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

（期間）

2 この要綱は、平成29年3月31日をもって廃止する。

附則

（施行期日）

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

（期間）

2 この要綱は、平成33年3月31日をもって廃止する。

別表第1 補助対象経費

区分	内容
使用料及び賃借料	会場使用料、車両の借り上げ料等
設営費	会場設営費、会場撤去費等
報償費	審判員など臨時に雇用される者の賃金等
旅費	交通費、宿泊費等
印刷費	プログラムの印刷代等
消耗品費	事務用品、競技用具、トロフィー代等
通信・運搬費	郵便料金等
保険料	傷害保険等
その他市長が補助事業の実施に必要と認めるもの	

別表第2 補助対象外経費

区分	内容
人件費	主催者構成員に支払う手当
団体の経常的な運営経費	事務室の賃借料等
有料プログラム作成にかかる経費	—
大会開催にかかる賞金	—
航空機及び新幹線の特別料金	ファーストクラス、ビジネスクラス、グリーン席料金等
食糧費	ただし、事業実施のために必要な昼食代、弁当代、茶菓代等は、必要最小限の範囲で補助対象とする。
その他市長が補助対象経費として適当でないと認めるもの	

別表第3 補助金額

全市規模の大会	補助対象 経費	200,000円以下	200,000円超過 300,000円以下	300,000円超過
	補助金の額	20,000円	30,000円	40,000円
九州・西日本規模の大会	補助対象 経費	200,000円以下	200,000円超過 400,000円以下	400,000円超過
	補助金の額	20,000円	40,000円	60,000円
全国規模・世界規模の大会	補助対象 経費	400,000円以下	400,000円超過 800,000円以下	800,000円超過
	補助金の額	40,000円	60,000円	80,000円